

第2章 人と自然との共生に向けて

第1節 自然環境の状況【みどり自然課】

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、周囲を富士山、南アルプスをはじめとする高山に囲まれた内陸県である。

地形をみると、山系は、甲府盆地をほぼ中央にして、西部には南アルプス（赤石山地）、巨摩山地が並列して南北に連なり、北部から東部にかけては八ヶ岳、関東山地、南東部には御坂山地、丹沢山地の一部である道志山地がそびえている。

地質的には、南アルプスと桂川の北側で、大菩薩嶺の東側に連なる山地及び多摩川上流・奥秩父山地の岩石は、四万十層群と呼ばれる薄くはげやすい粘板岩などからなる中生代から新生代初期の地層や風化しやすい花崗岩から成り立っている。

また、巨摩山地、御坂山地の大部分は、海底火山の噴出物でもあるグリーンタフと呼ばれる緑色凝灰岩からなり、関東山地から大菩薩嶺、笹子峠、御坂山地へ連なる山々は、花崗岩等深成岩によって形成されている。また、南東から北西にのびる富士火山帯に沿った方向には、富士山、茅ヶ岳、八ヶ岳などの火山が並び広大な裾野を有している。

水系は、御坂山地を境とした西側には駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川があり、この流域は、県土の約四分の三を占めている。東側には、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が、その他北東部で多摩川水系の丹波川、小菅川などがある。

周囲を高い山々に囲まれた本県は、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒い。また、昼夜の気温差も激しく、盆地特有の内陸的気候を示している。年平均気温でみると、県南部や東部で比較的暖かく、北部や西部の山岳地が寒冷地となっている。また、年降水量は、県の南部や西部山岳地が、九州並みの多雨地帯で、北部山岳地が少ないことが特徴となっている。

1 植生

本県は、県南部の富士川の最低点80mから最高点は富士山の3,776mと標高差が大きく、そのため暖帯から温帯、亜寒帯、寒帯と植生分布を全体にわたって見られる山が多い。

まず、暖帯に属するのは、県南部の富士川沿岸から甲府盆地、さらに平地から低山地にかけた海拔500mぐらいまでの地域、県東部の桂川流域などで、この地域は、タブノキ、シロダモ、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林で占められている。また、この地域は、代表植物がカシ類であることから、カシ帯とも呼ばれている。このカシ帯から海拔1,800mぐらいまでの間は、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育する地域である。この地域は、ブナが代表樹種であることからブナ帯と呼ばれている。

富士山、南アルプス、八ヶ岳、関東山地等の海拔1,800mから2,500mの間は、亜寒帯（亜高山帯）に属し、シラベ、コメツガ、オオシラビソなどの針葉樹林からなり、その中にダケカンバが混生している。富士山では、この帯の上部にカラマツ林が発達している。

南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,500m以上の寒帯（高山帯）にはハイマツが生育している。

高山の草原には、高山植物が花畑を形成しており、中でも南アルプス・北岳の高山植物群落は、種類も多く氷河時代の遺存植物であるキタダケソウをはじめとして貴重な植物が多く見られる。これらの植物の中には、絶滅を危惧されているものもあり、将来にわたって大切に保護していく必要がある。

2 鳥獣

山梨県の地勢は、低地林から高山帯にまで及ぶことから変化に富み、四季を通じて多くの種類の野生動物が生息している。現在までに鳥類は236種、獣類は48種が確認されている。

南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウが生息している。また、冬季には、富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる釜無川、笛吹川の二大河川にカモ類の渡来も多い。特に富士五湖は鳥獣保護区として指定され、その保護が図られている。

ツキノワグマは生息数が全国的に減少傾向にあるが、平成11、12年度に実施した生息調査の結果、県内生息数は約400頭と推定された。この結果を基に平成13年度「山梨県ツキノワグマ保護管理指針」を策定し、これに基づき保護管理を行っている。イノシシはほとんどの地域に生息している。ニホンジカも八ヶ岳をはじめ主要な高山帯・亜高山帯に生息しており、近年では、個体数の増加が顕著である。

種または時期によっては農林産物に被害を及ぼすものもあり、有害鳥獣として捕獲される個体もある。有害鳥獣捕獲の件数は、ここ数年増加の傾向にある。

3 温泉

山梨県の温泉は、古くから「信玄公の隠し湯」として親しまれた山間のいで湯から、昭和30年代の「石和温泉郷」の出現による盆地内での掘削や昭和60年代からの「ふるさと創生資金」による地方自治体の温泉開発などバラエティーに富んだ温泉が数多くある。

温泉は、古くから保健休養の場として親しまれ、自然とのふれあいの面でも大きな役割を果たしており、平成14年度における全国の温泉地宿泊利用者数は約1億3千7百万人に達し、県内においても温泉宿泊利用者数は増加の傾向にある。

平成16年3月現在、県内の温泉源泉数は427所となっており、温泉開発をしている地域は県内の53市町村にのぼり、利用についても、年間45万人以上の利用者を数える日帰り温泉施設も出現している。

(表2-2-1)

今後は、長寿社会の到来、余暇時間の増大、多様なレクリエーション指向、健康への関心の高まりなど国民生活、国民意識の変化の中で、温泉の果たす役割はますます重要なものとなっており、利用の一層の適正化を図ることが必要である。

表2-2-1 温泉の状況

平成16年3月末現在

管轄地 域振興 局名	市町村	温泉地名	源泉 総数	利用		未利用		温泉別源泉数				主たる泉質名
				源泉数(A)		源泉数(B)		25	25以上	42	水蒸気 及びガス	
				自噴	動力	自噴	動力	未満	42未満	以上		
峡 中	甲府市	湯 村	14	1	12		1	1	7	6		ナトリウム・カルシウム塩化物泉
	甲府市		98	30	29	24	15	15	65	18		単純温泉
	竜王町		10	4	6				6	4		ナトリウム-塩化物泉
	敷島町		4		2	1	1	2	2			ナトリウム-塩化物泉
	玉穂町		7	6		1			2	5		ナトリウム-炭酸水素塩泉
	昭和町		11	5	3	2	1	1	4	6		単純温泉
	田富町		3	2		1		1	2			ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉
	南アルプス市		10	3	7				7	3		ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉
峡 東	塩山市	塩 山	2		1	1		2				硫化水素泉
	塩山市		6	4	1	1			3	3		硫化水素線
	山梨市		12	2	4	3	3	3	8	1		単純温泉
	春日居町	春日居	13	7	4	2		1	6	6		単純温泉
	春日居町		7	3		4		2	4	1		単純温泉
	牧丘町		8		4	3	1	4	3	1		アルカリ性単純温泉
	三富村		10	2	4	3	1	2	6	2		単純鉄泉
	勝沼町		3		2	1		2	1			単純温泉
	大和村		2		1	1		1	1			アルカリ性単純温泉
	石和町	石 和	29	16	4	8	1	2	15	12		単純温泉
	石和町		16	7	3	5	1	2	10	4		単純温泉
	御坂町		2		1	1			1	1		単純温泉
	一宮町		11	1	5	4	1	4	3	4		単純温泉
	八代町		2			1	1		2			アルカリ性単純温泉
	中道町		1		1				1			単純温泉
	芦川村		1		1			1				アルカリ性単純温泉
豊富村		1		1				1			ナトリウム・カルシウム-塩化物・炭酸水素塩泉	
峡 南	上九一色村		2		1	1		2				カルシウム・ナトリウム-硫酸塩泉
	三珠町		1		1					1		アルカリ性単純温泉
	六郷町		1		1				1			ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
	下部町	下 部	7	5	2				7			単純温泉
			8	3	1	4		6	2		硫化水素泉	
	増穂町		3	3				2	1			ナトリウム-塩化物泉
	鯉沢町		5	2	2	1		3	2			カルシウム・ナトリウム-塩化物泉
	中富町		1			1		1				カルシウム-硫酸塩泉
	早川町		12	7	4	1		7		5		単純硫黄冷鉱泉
	身延町		7	2	3	2		6	1			ナトリウム-塩化物泉
南部町		7		4	3		2	4	1		アルカリ性単純温泉	

管轄地 域振興 局名	市町村	温泉地名	源 泉 総 数	利用		未利用		温泉別源泉数				主たる泉質名
				源泉数(A)		源泉数(B)		25	25 以上	42	水蒸気	
				自 噴	動 力	自 噴	動 力	未 満	42 未 満	42 以 上	及 び ガ ス	
峡 北	韮崎市		11	4	5	1	1	2	6	3		ナトリウム-塩化物泉
	双葉町		5		4	1		1	3	1		ナトリウム-塩化物泉
	明野村		1		1					1		ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉
	須玉町	壺ヶ谷	11	7	1	2	1	6	5			含放射能二酸化炭素ナトリウム塩化物泉
	須玉町		8	3	3	2		3	5			ナトリウム-炭酸水素泉
	高根町		3		2		1		2	1		ナトリウム-炭酸水素泉
	長坂町		3		3			1	2			単純温泉
	大泉村		2		2					2		ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物泉
	小淵沢町		2		1	1				2		ナトリウム-塩化物泉
	白州町		7		2	5		3	4			ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
武川村		3	1	1	1		2		1		ナトリウム・カルシウム-塩化物・炭酸水素塩泉	
吉 田	富士吉田市		3		3			1	2			カルシウム・ナトリウム-硫酸塩泉
	忍野村		3				3	1	2			単純温泉
	山中湖村		4		3	1		1	3			単純温泉
	富士河口湖町	河口湖	2		2				1	1		カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩線
	富士河口湖町		4		4			1	1	2		カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩線
	鳴沢村		1		1				1			カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉
大 月	道志村		4		2	1	1	3	1			ナトリウム・カルシウム-硫酸塩泉
	都留市		1		1				1			アルカリ性単純温泉
	大月市		5	1	1	2	1	4	1			単純硫黄泉
	秋山村		1		1				1			アルカリ性単純温泉
	上野原町		1		1			1				ナトリウム-塩化物泉
	小菅村		3		3				3			アルカリ性単純温泉
	丹波山村		2		1	1		1		1		単純硫黄泉

第2節 自然保護対策

1 自然公園

(1) 自然公園の保護・管理【みどり自然課】

本県は、四方を山々に囲まれ、原生林、河川や渓谷、湖、貴重な動植物などの豊かな自然に恵まれている。私たちは、長い歴史のなかで自然と共生し、さまざまな自然の恵みを楽しんできた。将来にわたり共有する自然の恩恵は、貴重かつ限られた資源であり、一旦、損なうと回復するのはなかなか難しいだけに、その保全と適正な利用を図ることが必要である。

このため県では、自然公園、自然環境保全地区等の優れた自然の保全や高山植物の保護、鳥獣保護、自然保護思想の普及啓発などを推進している。

近年、生活の質の向上や都市化の進展、余暇時間の増大などにより、人と自然とのふれあいが一層求められ、自然とふれあうことの大切さが強調されている。身近な地域のホタルやオオムラサキなどを守る運動や自然観察会、高山植物を守る運動の盛り上りもその現れといえる。

一方、各地でリゾート施設などの整備の動きもあるなかで、開発行為等について自然への影響を最小限に抑えるように法令に基づく指導等を十分行うほか、自然記念物の指定、自然環境の調査、自然公園や自然環境保全地区のパトロール、自然に接するマナーの普及など保全施策の充実に努めている。

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の増進を図り、国民の保健、休養などに役立てるために設けられた制度で、自然公園法に基づいて指定された国立公園と国定公園、山梨県立自然公園条例に基づいて指定された県立自然公園がある。

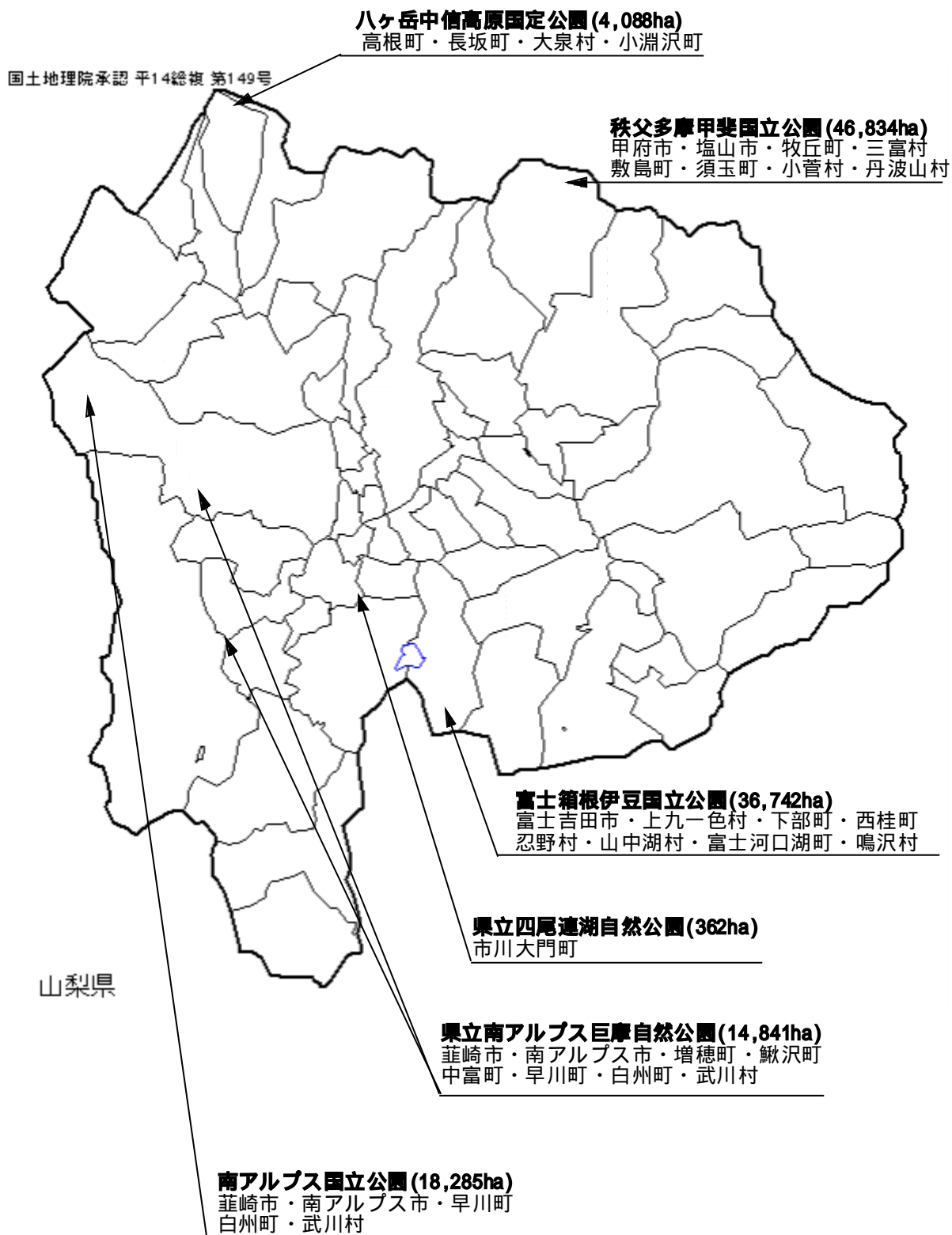
本県では現在、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐及び南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、四尾連湖及び南アルプス巨摩の2つの県立自然公園が指定されており、(図2-2-1)自然公園の面積は県土の27.1%を占めている。(表2-2-2)

これらの自然公園は、日本を代表する富士山、南アルプスなどの山岳景観をはじめとして、原生林、渓谷、湖など美しく変化のある自然景観に恵まれており、四季を通じて多くの人々に利用され、平成14年には3,381万人が県内の自然公園を訪れている。(表2-2-3)

県では、このような自然公園の利用者の安全確保や快適な利用を図るため、富士山の山小屋トイレ登下山道、三ツ峠登山口の公衆トイレ・駐車場、西沢渓谷遊歩道、増富温泉遊歩道、美し森歩道、東海自然歩道などを整備するとともに、市町村に対して助成を行い、登山道、公衆トイレ、駐車場などの整備を行っている。また、自然公園の美しい自然環境を保全していくため、美化意識の啓発を行うと同時に、富士山、南アルプス、八ヶ岳などの美化清掃団体の育成及び活動の促進を図っている。

自然公園内は、特別地域(特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域)と普通地域に区分され、その区分に応じて各種の行為に制限があり、許可や届出が必要である。これらの行為については、特別地域内の各種行為に関する審査基準、富士箱根伊豆国立公園普通地域内の建築物設置に関する指針等に沿って事前指導を行うとともに、許可等にあたって必要に応じて条件等を付けたり、環境影響調査を実施させるなど、自然への影響を最小限にするよう努めている。また、利用のための施設である宿舍等の公園事業の執行については、環境省の認可等が必要とされている。(表2-2-4)

図2-2-1 県内の自然公園



(平成16年2月末現在)

表2-2-2 自然公園一覧

区分	公園名	関係市町村(県)名	公園指定				県土面積に対する比率(%)	摘要(ha)
			指定年月日	面積(ha)	特別地域(ha)	普通地域(ha)		
国立公園	富士箱根伊豆	(山梨、静岡、神奈川、東京) 山中湖村、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、鳴沢村、上九一色村、下部町	S11. 2. 1	36,742	23,432	13,310	8.2	特保 3,229 第1種 2,065 第2種 7,698 第3種 10,440
	秩父多摩甲斐	(山梨、埼玉、東京、長野) 甲府市、須玉町、三富村、塩山市、丹波山村、小菅村、牧丘町、敷島町	S25. 7. 10	46,834	24,452	22,382	10.5	特保 1,666 第1種 3,557 第2種 9,371 第3種 9,858
	南アルプス	(山梨、長野、静岡) 白州町、武川村、南アルプス市、早川町、韮崎市	S39. 6. 1	18,285	18,285	-	4.1	特保 4,037 第1種 2,293 第2種 1,027 第3種 10,928
計				101,861	66,169	35,692	22.8	
国定公園	八ヶ岳 中信高原	(山梨、長野) 小淵沢町、長坂町、大泉村、高根町	S39. 6. 1	4,088	4,088	-	0.9	特保 356 第1種 36 第2種 46 第3種 3,650
計				4,088	4,088	-	0.9	
県立自然公園	四尾連湖	市川大門町	S34. 4. 2	362	50	312	0.08	第2種 50
	南アルプス 巨摩	白州町、武川村、南アルプス市、韮崎市、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町	S41. 4. 1	14,841	14,841	-	3.3	第1種 113 第2種 557 第3種 14,171
計				15,203	14,891	312	3.4	
自然公園合計 (県土面積 446,537ha)				121,152	85,148	36,004	27.1	

表2-2-3 自然公園利用者数の推移

(単位：千人)

自然公園内地域区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
富士箱根伊豆国立公園						
富士山	2,612	2,397	2,520	2,571	2,463	2,603
三ツ峠・御坂	192	237	252	257	245	249
河口湖	6,733	6,945	7,308	7,454	7,111	7,218
山中湖	4,596	4,908	5,579	5,768	5,052	5,219
本栖湖	872	1,062	2,671	2,718	2,139	1,983
精進湖	475	580	1,478	1,504	1,183	1,097
西湖	569	604	1,534	1,561	1,228	1,138
小計	16,049	16,733	21,342	21,833	19,421	19,507
秩父多摩甲斐国立公園						
昇仙峡・千代田湖	5,453	5,445	5,279	5,381	4,576	4,495
大菩薩・乾徳山・秩父山系	1,199	1,211	2,871	2,786	2,777	2,403
金峰山・増富周辺	385	361	227	266	248	337
小計	7,037	7,017	8,377	8,433	7,601	7,235
南アルプス国立公園						
駒ヶ岳・鳳凰三山	227	235	420	432	318	315
白根三山・仙丈岳	45	46	82	86	63	62
夜叉神峠	105	109	195	202	149	148
小計	377	390	697	720	530	525
八ヶ岳中信高原国立公園	3,892	3,711	4,099	4,882	6,054	5,937
県立南アルプス巨摩自然公園						
甘利山	63	63	29	55	53	50
西山・桃ノ木・芦安温泉	134	134	63	121	116	110
櫛形山・伊奈ヶ湖	474	475	224	430	412	390
小計	671	672	316	606	581	550
県立四尾連湖自然公園	65	50	50	57	52	51
合計	28,091	28,573	34,881	36,531	34,239	33,805

表2-2-4 自然公園内の許可等の処理状況

区 分	許 可					届 出			公園事業同意(認可)				
	工 作 物	木 竹 の 伐 採	広 告 物 等	土 地 形 状 の 変 更	そ の 他	工 作 物	木 竹 の 伐 採	そ の 他	宿 舎	野 営 地	園 地	道 路	そ の 他
富士箱根伊豆国立公園	285	2	8	2	25	14	-	25	14	1	-	9	1
秩父多摩甲斐国立公園	27	1	4	-	7	2	-	4	1	2	-	8	-
南アルプス国立公園	14	-	-	-	14	-	-	-	8	-	-	-	-
八ヶ岳中信高原国定公園	4	-	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	4
県立四尾連湖自然公園	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
県立南アルプス巨摩自然公園	17	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
平成15年度合計	347	3	16	2	51	16	-	29	23	3	-	17	5
平成14年度合計	386	7	22	7	30	11	-	32	11	1	-	16	8
平成13年度合計	293	7	15	9	12	13	-	22	11	3	-	16	1
平成12年度合計	389	7	25	11	10	8	-	21	9	6	1	15	4
平成11年度合計	334	5	17	11	20	11	-	16	7	6	3	16	3
平成10年度合計	279	14	18	6	18	14	-	14	12	2	3	14	6
平成9年度合計	364	11	27	11	13	12	-	27	5	3	2	7	7
平成8年度合計	338	4	28	9	1	15	-	33	12	5	2	14	3
平成7年度合計	408	4	21	6	3	12	12	15	6	6	1	5	3
平成6年度合計	359	4	13	9	20	23	12	19	7	3	4	18	9

公園計画

自然公園は、それぞれの公園ごとに公園計画が定められている。公園計画は規制計画と施設計画とからなり、規制計画は保護のための保護規制計画として、特別地域、普通地域などの地種区分が定められているほか、利用規制計画及び利用調整地区を定める計画がある。

また、施設計画は、利用のための利用施設計画として、利用施設を集団的に整備する集団施設地区と道路、宿舍などの単独施設が定められることになっているほか、保護施設計画がある。

公園計画の見直し

国立公園については、その公園計画について社会情勢の変化を適切に対応させ、自然保護の強化を基調として、逐次公園計画の見直しを実施することとされている。

「再検討」 公園指定後の自然的、社会的条件の変化に対応して、当初の公園区域及び公園計画の全体的な見直し作業

「点検」 再検討が終了した公園について、概ね5年ごとに実施する公園計画等の見直し作業

富士箱根伊豆国立公園

昭和11年に国立公園に指定されたが、地種区分がなされなかったため、昭和52年に環境庁から地種区分案が本県に提示された。

それ以来、県は環境庁の地種区分案を元に、関係市町村等と協議を重ね、平成8年に地種区分の設定などの公園計画の変更、再検討が行われた。

なお、再検討から概ね5年ごとに、公園計画の見直し作業、点検が行われることとなっており、平成15年度から点検作業が行われている。

秩父多摩甲斐国立公園

昭和25年に国立公園に指定されたが、地種区分がなされなかったため、平成10年3月に環境庁から地種区分の事務所修正案が本県に提示され、関係市町村等の合意が得られたので、同年4月、環境庁に同意の旨を回答した。その後、平成12年4月、環境庁から示された最終原案に異議ない旨を回答した。

これらを受け、平成12年8月公園区域及び公園計画の変更、再検討が行われると同時に、名称変更も行われた。(下記 参照)

南アルプス国立公園

昭和39年に国立公園に指定されたが、スーパー林道開設に伴う当時の環境庁長官談話により、施設整備凍結の方針との整合性の点で調整が図れないことなどから、今まで公園計画の再検討が行われなかった。

最近の登山者の高齢化などの南アルプス国立公園を取り巻く情勢の変化とともに、雪崩で崩壊した白根御池小屋の再建に向け、地元芦安村が検討委員会による検討を重ね従前地での再建に着手するなど、必要な施設を整備することが自然保護につながるという機運が高まってきている。

このような動きの中で、環境省は、平成15年度から公園計画の再検討に着手することを表明したところであり、作業などが進められている。

八ヶ岳中信高原国定公園

昭和39年に国定公園に指定されたが、公園を取り巻く社会条件が変化したため、平成元年度に公園計画の再検討を実施した。

保護計画の川俣東沢渓谷の主要部分の第1種特別地域への変更及び利用計画の集団施設地区の拡張については環境庁に申出を行うとともに、県は利用計画におけるスキー場計画について追加変更の告示を行った。

「秩父多摩甲斐国立公園」名称変更の実現

山梨県、東京都、埼玉県、長野県の1都3県に位置しながら、「秩父多摩」の名称は埼玉県と東京都を連想させるのみで、本県は公園区域に含まれていないかのように受けとめられ、観光振興や公園利用促進のうえで極めて不都合な状態になっていた。昭和62年頃から山梨県を表す名称も加えるべきだとの声が高まり、地元の市町村と観光協会により組織された「秩父多摩国立公園名称変更推進協議会」を中心として、様々な要望を行ってきた。

これらの要望活動が実り、平成12年8月に、公園区域及び公園計画の変更と併せ、「秩父多摩甲斐国立公園」の名称変更が実現した。

(2) 自然公園内における規制【みどり自然課】

自然公園は、自然公園法に基づいて国立公園及び国定公園が指定され、山梨県立自然公園条例に基づいて県立自然公園が指定されており、それぞれの公園計画の保護規制計画において、特別地域と普通地域に区分され、公園内での行為について自然保護のための一定の規制が設けられている。

そのため、特別地域内で工作物を設置するなどの一定の行為を行う場合は、事前に許可を受けることが必要であり、普通地域内で一定の行為を行う場合は、事前に届出を行う必要がある。

なお、行為の内容、規模等により、環境大臣が直接行うものと知事が行うものに区分されており、さらに知事が行う事務についても、本庁事務と地域振興局事務に分かれている。特に取扱件数の多い富士箱根伊豆国立公園については、現地駐在員を配置して円滑な事務処理に努めているところである。

(3) 自然公園美化推進事業【観光資源課】

自然公園内や観光地の美しい自然景観を保全するため、環境美化の普及啓発活動等を実施する団体に対して補助金を交付した。

富士山美化清掃事業

ア 富士山美化啓発清掃活動費補助金

富士山及び富士五湖周辺の環境美化の普及啓発に対する補助

補助事業者：富士山及び周辺美化推進協議会（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上九一色村他）

イ 富士山美化清掃活動補助金

富士山クリーン作戦等に対する補助

補助事業者：（財）富士山をきれいにする会（YBSグループ他）

観光地美化推進事業

ア 山岳清掃事業補助金

高山帯における清掃活動に対する補助

補助事業者：南アルプス北部美化対策協議会（韮崎市、早川町、南アルプス市、白州町、武川村）

南八ヶ岳美化対策協議会（高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町）

イ 広域環境美化清掃事業補助金

広域的な観光地の環境美化清掃事業に対する補助

補助事業者：甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会（甲府市、塩山市、牧丘町、三富村、須玉町）

八ヶ岳南麓環境美化対策協議会（高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町）

南アルプス前衛環境美化推進協議会（韮崎市、早川町、南アルプス市、白州町）

(4) 自然公園等における施設整備【観光資源課】

自然公園利用者や長距離自然歩道利用者の利便向上と安全確保を図るため、施設の整備を実施するとともに市町村が行う整備事業に対して補助金を交付する。

なお、過去5カ年の主な整備状況は次のとおりである。

年 度	事 業 内 容	備 考
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・三ツ峠山線道路（歩道整備） ・西沢黒金山線道路（歩道整備） 	測量設計
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・白根山系縦走線歩道（公衆トイレ整備） ・三ツ峠山線道路（歩道整備） ・増富金峰山線歩道（駐車場整備） ・美し森観音平線歩道（歩道整備） 	
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・三ツ峠山口浅川線歩道 （公衆トイレ、駐車場整備） ・西沢溪谷線歩道（歩道整備） ・増富温泉線歩道（歩道整備） ・美し森牛首山線歩道（歩道整備） ・東海自然歩道（パノラマ台コース） （歩道整備） ・東海自然歩道（思親山コース） （歩道整備） 	
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・西沢溪谷線歩道（歩道整備） ・奥秩父縦走線歩道（歩道整備） ・東海自然歩道（奥山温泉コース） （歩道整備） 	
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・奥秩父縦走線歩道（歩道整備） ・東海自然歩道（歩道整備） 	

2 自然環境保全地区等【みどり自然課】

(1) 自然環境保全地区等の保護・管理

県では、ふるさとの豊かな自然環境を保全するため、自然環境保全条例に基づき、将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物等を自然環境保全地区・自然記念物に指定している。

自然環境保全地区については、現在、34地区3,675ha（自然保存地区13地区2,144ha、景観保存地区12地区1,298ha、歴史景観保全地区5地区117ha、自然活用地区1地区91ha、自然造成地区3地区25ha）が指定されている（表2-2-5）。

自然記念物は、植物や動物、地質鉱物43カ所が指定されている（表2-2-6）。

自然環境保全地区等の管理としては、巡視、清掃活動などについて、地元市町村の協力を得るとともに、市町村に助成して管理用歩道、解説板などの施設整備を行っている。

このほか、指定された土地のうち山林、原野の所有者に対し固定資産税相当額を交付している。

また県では、自然環境保全条例により自然監視員制度を設けており、一般県民250人、県・市町村職員321人を自然監視員に委嘱して、自然環境保全地区や自然公園での監視・指導や自然保護の普及啓発を行っている。

(2) 自然環境保全地区等における規制

本県には現在のところ自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定はないが、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区を指定して、開発行為等の届出制等の措置を講じている。

表2-2-5 自然環境保全地区一覧表

区分	名称	場所	所有区分(ha)				
			国有地	県有地	民有地	計	
自然環境保全地区	(13) 自然保存地区	小金沢山	塩山市上萩原、下萩原、牛奥 大月市大月町真木 大月市七保町瀬戸、奈良子 東山梨郡大和村初鹿野、田野		612		612
		小金沢土室	大月市七保町瀬戸		15		15
		滝子山	大月市笹子町白野、初狩町下初狩		37		37
		三ツ峠山	都留市大幡		140		140
		御正体山	都留市鹿留、菅野熊井戸 南都留郡道志村		55	41	96
		七里ヶ岩	韮崎市穴山町重久 北巨摩郡須玉町若神子	3	44	1	48
		黒岳	東八代郡御坂町上黒駒		12		12
		七面山	南巨摩郡早川町赤沢 南巨摩郡身延町身延		147	51	198
		笹ヶ岳	南巨摩郡早川町雨畑、保		615		615
		篠井山	南巨摩郡南部町成島、福土、楮根		74	19	93
		大岩山	北巨摩郡白州町大武川		241		241
		大平	北巨摩郡白州町上教来石		15		15
		清水谷	北巨摩郡白州町上教来石		22		22
	(12) 景観保存地区	小金沢溪谷	大月市七保町瀬戸		165		165
		小山	東山梨郡牧丘町北原		13		13
		大滝不動尊	東山梨郡勝沼町菱山			40	40
		竜門峡	東山梨郡大和村初鹿野、田野、木賊		18	48	66
		戸川溪谷	南巨摩郡増穂町小室、平林		28	2	30
		雨畑湖	南巨摩郡早川町雨畑		46	170	216
		保川溪谷	南巨摩郡早川町保		9	61	70
		早川溪谷	南巨摩郡早川町湯島、新倉		18	53	71
		福士川溪谷	南巨摩郡南部町福土			44	44
		観音峠・茅ヶ岳	中巨摩郡敷島町上芦沢 北巨摩郡須玉町江草、金ヶ岳		401		401
紅葉橋		北巨摩郡須玉町江草、比志		47	3	50	
八ヶ岳川俣		北巨摩郡大泉村西井出		132		132	
(5) 歴史景観保全地区	塩の山	塩山市上於曾			34	34	
	岩殿山	大月市賑岡町強瀬、畑倉		48	1	49	
	白山城	韮崎市神山町鍋山			12	12	
	山梨岡	東山梨郡春日居町鎮目			16	16	
	谷戸城	北巨摩郡大泉村谷戸			6	6	
自然活用地区	乙女高原	東山梨郡牧丘町北原		91		91	
(3) 自然造成地区	午頭島	韮崎市円野町下円井	1			1	
	利根川	南巨摩郡増穂町春米、小林、天神中条、長沢、大柵	6			6	
	釜無川	中巨摩郡竜王町西八幡、竜王	13	5		18	

表2-2-6 自然記念物一覧表

区分	名 称	市町村	所有区分(ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
植物 (30)	三窪のレンゲツツジ及び生育地	塩山市		29.67		29.67
	竹森のザゼンソウ	塩山市			1.11	1.11
	三ツ峠の特殊植物	都留市 西桂町 富士河口湖町		794.67	57.86	852.53
	苗敷山のモミ林	韮崎市			2.46	2.46
	滝戸山のアオギリ林	中道町		1.65		1.65
	芦川のスズラン及び生育地	芦川村			2.61	2.61
	一宮浅間神社のアカマツ林	市川大門町			2.17	2.17
	氷室神社のスギ林	増穂町			1.6	1.6
	金沢山のハシドイ林	須玉町		4.91		4.91
	七面山のゴヨウツツジ	早川町		8.12		8.12
	新屋山神社の社そう林	富士吉田市			0.52	0.52
	嵯峨塩のオオバボダイジュ、モイワボダイジュ、ハルニレ及び生育地	塩山市 大和村		0.73		0.73
	川棚のアラカシ林	都留市			0.14	0.14
	宝鏡寺のヤマブキソウ及び生育地	都留市			0.14	0.14
	滝戸山のシラカシ林	中道町		0.65		0.65
	畑熊のミスミソウ	三珠町			0.06	0.06
	早川橋のモクゲンジ林	中富町			0.12	0.12
	一宮賀茂神社のサカキ林	身延町			0.29	0.29
	佐野の暖帯林	南部町			0.06	0.06
	富沢のクマガイソウとササユリ	南部町			0.05	0.05
	西市森の暖帯林	南部町			0.05	0.05
	木賊平のエゾリンドウ	須玉町		0.41		0.41
	石尊神社のアカマツ並木	白州町			0.55	0.55
	大室のカワノリ	道志村	350m*1			350m
	円蔵院のカギガタアオイ及びリンボク	南部町			0.11	0.11
	富士川のサツキ及びシラン	南部町	0.72			0.72
	石合のカタヒバ	南部町			0.2	0.2
	古城山のシイ及びウラジロ	南部町			0.3	0.3
	反木川上流のヨコグラノ木	下部町			0.007	0.007
	櫛形山アヤメ平及び裸山のアヤメ群落	櫛形町		11.33		11.33
動物 (4)	日野のオオムラサキ及び生息地	長坂町		0.59	0.92	1.51
	荒川上流のカジカガエル及び生息地	甲府市	3,155m*2			3,155m
	鷹の巣のチョウゲンボウ生息地	韮崎市	3.88			3.88
	栃代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地	下部町	1,170m*2			1,170m
地質 鉱物 (9)	牧丘の千貫岩	牧丘町		0.07		0.07
	曽根丘陵の植物化石及び珪藻化石	境川村			0.02	0.02
	日陰山の枕状溶岩	中道町		0.02		0.02
	小原島の貝化石	身延町			0.14	0.14
	ホッチ峠のマンジュウ石	敷島町			0.02	0.02
	小袖の鍾乳洞	丹波山			0.49	0.49
	大島の灰長石	大月市			0.01	0.01
	上佐野の透輝石	南部町			0.03	0.03
新倉の断層	早川町			0.58	0.58	

*1 公有土地水面 *2 河川敷延長

3 野生生物の保護【みどり自然課】

(1) 高山植物の保護

本県の山岳地域には、多種多様な高山植物が生育しており、いたるところで可憐な花を見ることができる。しかもその多くは、大陸と陸続きだった氷河期から生き延びている学術的にも貴重なものである。

このような全国に誇るかけがえのない資産である高山植物を後世に引き継いでいくため、県では「高山植物の保護に関する条例」を制定し、昭和61年4月から施行している。この条例の概要は次のとおりである。

本県において絶滅のおそれのある貴重な高山植物を規制対象植物に指定し、これらの採取行為を原則として禁止

に違反して採取された規制対象植物の譲渡、譲受等を禁止

規制対象植物の栽培業、販売業の届出を義務付け、販売業者に帳簿の備え付けを義務付け

また、条例の実効を高めるため、規制対象植物流通実態調査員10人を委嘱し、県内の栽培業、販売店53業者（平成16年3月末現在）を巡回して調査、指導を行うとともに、山岳レインジャーや自然監視員による生育地のパトロールの実施、自然保護大会の開催など高山植物保護の指導、啓発に努めている。

山岳レインジャーについては、県山岳連盟に委託し、5月～10月の間、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父、御坂山地、櫛形山周辺に延べ500人を配置した。

こうした対策と合わせて、山梨を中心に、平成元年6月に全国的な規模を目指しての民間組織として日本高山植物保護協会が設立され、高山植物を守る運動が進められている。

また、平成8年度には、条例施行後10年が経過したのを機に、今後の高山植物保護対策を検討することとし、「山梨県特定高山植物保護対策検討委員会」を設置し、平成9年2月に同委員会から保護対策が報告された。その内容は、次のとおりであった。

高山植物保護のための普及啓発と環境教育を推進すること。

すでに多量に盗掘され、今後とも盗掘の危険性が高く、繁殖力も弱いことから絶滅の危機にあるアツモリソウ類については積極的な保護対策として、自生地の復元や試験研究機関での増殖研究が必要であること。

貴重な高山植物の自生地には、景観や盗掘に配慮しながら、立入を防ぐためのロープの設置も必要であること など。

この報告に基づき、絶滅の危機にあるアツモリソウ類についての積極的な保護対策として、自生地の復元や試験研究機関での増殖研究などに、平成9年度に着手し、継続して研究を行っている。

対象種

アツモリソウ、ホテイアツモリ、キバナノアツモリソウ

監視実施地区

県内4箇所

事業は、監視を「希少高山植物監視員」に4名委嘱するとともに、増殖研究を「日本高山植物保護協会（平成16年度4月から NPO法人 日本高山植物保護協会）」に委託。

==== (指定された規制対象植物) ====

アツモリソウ(ラン科)	クモイコザクラ(サクラソウ科)	ヒメシャジン(キキョウ科)
カメラン(ラン科)	コマクサ(ケシ科)	ホウオウシャジン(キキョウ科)
キタダケソウ(キンポウゲ科)	タカネピランジ(ナデシコ科)	ホテアツモリ(ラン科)
キタダケキンポウゲ(キンポウゲ科)	タカネマンテマ(ナデシコ科)	ホテイラン(ラン科)
キタダケデンド(オシダ科)	チシマギキョウ(キキョウ科)	ムシトリスミレ(タヌキモ科)
キタダケトリカブト(キンポウゲ科)	チョウジコメツツジ(ツツジ科)	ユキワリソウ(サクラソウ科)
キバナノアツモリソウ(ラン科)	ニョホウチドリ(ラン科)	
クモイカグマ(オシダ科)	ハコネコメツツジ(ツツジ科)	

(2) 野生鳥獣の保護

環境省の指針に基づき「第9次鳥獣保護事業計画」を策定し、人と野生鳥獣との共生及び生物の多様性の保全を目的として、野生鳥獣の保護を行い、生活環境の保全及び農林水産業の振興に資することとした。

この計画は平成14年度から平成18年度までの5か年計画で、次の事項により構成されている。

鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

有害鳥獣捕獲等に関する事項

銃猟禁止区域、銃猟制限区域及び猟区に関する事項

鳥獣の生息状況の調査に関する事項

特定鳥獣保護管理計画の樹立に関する事項

ツキノワグマの保護管理に関する事項

鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

鳥獣保護区等の指定

・鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るために必要な地域を鳥獣保護区として指定している。

鳥獣保護区はその性格により森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に区分されている。

この指定状況は次の表のとおりで、この区域では鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の保護繁殖を図ることとされている。

表2-2-7 鳥獣保護区の指定状況

	区域数	面積(ha)
森林鳥獣生息地の保護区	13	23,067.4
大規模生息地の保護区	3	49,280
集団渡来地の保護区	5	2,326.5
集団繁殖地の保護区	0	0
希少鳥獣生息地の保護区	0	0
生息地回廊の保護区	0	0
身近な鳥獣生息地の保護区	23	2,565.8
計	44	77,239.2

(平成16年3月31日現在)

・特別保護区

鳥獣の保護が特別に必要と認められる地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定している。

特別保護地区では水面の埋め立て、干拓、立木竹の伐採又は大規模な工作物を設置するときは許可を必要とする。なお、平成15年度末現在指定されている特別保護地区は10カ所5,792haである。

・休猟区

一定の地域における狩猟鳥獣の個体数の回復を図るため、一定期間（2年以内）その地域を休猟区として指定し、狩猟を禁止するものである。平成15年度末現在で29カ所、41,599.2haを指定している。

・銃猟禁止区域

銃猟による危険の予防又は静穏の保持のために指定するものであり、この区域では銃猟を禁止している。

平成15年度末現在で94カ所、19,442.4haを指定している。

鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年愛鳥週間（5月10日～5月16日）関連行事としてポスターコンクールや探鳥会を実施している。

また愛鳥モデル校を指定し、鳥獣保護思想の普及啓発を図っている。

鳥獣センターの運営

昭和51年に設置した鳥獣センターを活用し、広く県民に鳥獣保護、自然保護思想の普及を図る。特に傷病鳥獣の保護や鳥獣写真コンクールなどを通して鳥獣保護思想の普及啓発を図っている。

傷病鳥獣の年間持ち込み数：422個体（平成15年度）

鳥獣の生息状況調査

野生鳥獣保護対策の基礎資料とするため、平成15年度に実施した生息調査の主なものは次のとおりである。

・ガン、カモ科鳥類調査

調査地域は県内の河川・湖沼の12カ所で平成15年9月から平成16年3月まで調査した。

・全国一斉のガン、カモ科鳥類生息調査

本調査は毎年1回1月中旬に全国一斉に行われるもので、県内89カ所で実施した。

有害鳥獣の捕獲

最近、野生鳥獣の生息環境の変化などから、人間の生活領域において人的被害や農林水産物被害が増加してきている。その被害の防止や軽減を図るため、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲の特別許可を行っている。

特に有害鳥獣に対する対応の迅速化を図るため、次の種についてはその許可権限を市町村長に移譲している。

＝（市町村長に許可権限を委譲している種）＝

スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ
ドバト、ムクドリ、オナガ、サル、イノシシ、クマ

特定鳥獣保護管理計画の策定

野生鳥獣のうち個体数が著しく減少あるいは増加している種については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定し、個体数の適正管理を図ることとしている。

ツキノワグマの保護管理

全国的に減少傾向にあるツキノワグマについては、山梨県ツキノワグマ保護管理指針に基づき年間の捕獲頭数を原則40頭として保護管理を行っている。

野生鳥獣の生息環境の改善及び放鳥

自然条件を勘案して、鳥獣保護区の指定目的を達成するため、必要な給餌及び給水施設の設置等の保護措置を講じた。また、代表的な狩猟対象であるニホンキジ、ヤマドリ資源保護のため放鳥を実施した。

狩猟の状況

狩猟をするためには都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格し、狩猟免許の交付を受け、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県に狩猟者登録をしなければならない。

狩猟免許には網・わな猟免許（網・わな）、第1種銃猟免許（ライフル銃・散弾銃、空気銃）、第2種銃猟免許（空気銃）がある。

狩猟期間は本県では11月15日から翌年2月15日（放鳥獣猟区にあつては3月15日）までとなっている。また、狩猟が適正に行われるよう鳥獣保護員（73名）等による狩猟パトロールを実施している。

なお、狩猟免許状の交付状況及び狩猟者登録の状況は次のとおりである。

表2-2-8 年度別狩猟免許交付状況

区分 年度	網・わな猟			第1種銃猟			第2種銃猟			合計		
	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計	更新	新規	計
3	141	20	161	4,098	57	4,155	272	15	287	4,511	92	4,603
4	25	22	47	173	54	227	28	14	42	226	90	316
5	51	11	62	181	60	241	47	12	59	279	83	362
6	223	36	259	3,640	73	3,713	243	25	268	4,106	134	4,240
7	8	45	53	196	52	248	24	15	39	228	112	340
8	20	61	81	212	47	259	45	14	59	277	122	399
9	301	107	408	3,303	66	3,369	235	12	247	3,839	185	4,024
10	21	18	39	221	27	248	27	13	40	269	58	327
11	39	33	72	212	43	255	43	10	53	294	86	380
12	399	85	484	3,116	31	3,147	58	3	61	3,573	119	3,692
13	15	29	44	112	33	145	7	3	10	134	65	199
14	47	44	91	168	47	215	22	3	25	237	94	331
15	475	38	513	2,693	36	2,729	45	5	50	3,213	79	3,292

表2-2-9 年度別狩猟者登録証交付状況

区分 年度	網・わな猟	第1種銃猟 (含放鳥)	第2種銃猟	合計
3	130	6,045	236	6,519
4	138	5,793	222	6,247
5	125	5,717	208	6,152
6	151	5,614	243	6,098
7	187	5,490	215	5,892
8	198	5,293	201	5,692
9	294	5,317	228	5,839
10	255	4,973	200	5,428
11	288	4,778	219	5,285
12	363	4,684	249	5,296
13	364	4,319	258	4,941
14	381	4,159	257	4,797
15	379	4,040	269	4,688

4 富士山総合保全対策の推進【観光資源課】

日本の象徴である富士山の美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは「環境首都」を標榜する私たちの責務であり、国民的課題でもある。

平成8年、富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進している。

同時に、富士山の環境保全に取り組むためには静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日、山梨・静岡両県で富士山憲章を制定した。

この制定記念式典の中で、県は、ボランティア活動を基本とする「富士山1億人運動」を提唱したところであり、県としては、この「富士山憲章」を、広く国民に理解していただき、富士山保全のために、この運動を推進するとともに、富士山を愛する人々の思いを結集し、保護と適正な利用を図ることとしている。

富士山憲章は、日本の象徴である富士山を、この美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、

- ・自然を守り、文化を育むこと
- ・自然と人との共生を図ること
- ・環境保全のために積極的に行動すること

などを行動規範として定めている。

平成15年度における富士山保全のための事業等については、次のとおりである。

(1) 世界自然遺産登録に向けた取り組み

富士山の世界遺産登録を目指すための諸課題の把握・整理、情報収集を行い、世界遺産登録に向けての具体的な対策を推進するため、13課室で構成された『富士山の世界遺産登録推進庁内連

絡調整会議』を設置し、国への登録に向けた要望活動、検討会における指摘事項の検討や文化遺産としての登録の可能性などを協議検討するための会議を3回実施した。

(2) 山小屋のトイレ整備の推進

富士山の山小屋トイレ整備の早期完了は、環境保全対策推進のみならず世界遺産登録を視野に入れた取り組みを行う上からも喫緊の課題である。

平成15年度実績

- ・七合目「鳥居荘」(焼却式)(大4、小2)
- ・八合目「白雲荘」(焼却式)(大6、小2)
- ・頂上民間共同トイレ(焼却式)(大10、小5)

平成15年までのトイレ整備箇所は、吉田登山道18箇所の内、6箇所整備済

(3) 富士山環境対策調査事業(6月補正)

富士山の自然・景観を「保全・保護管理・活用」するに当たり、適切な対策を講ずるため、登山、観光等が自然に与える負荷について、調査、分析等を実施

委託内容

- ア 現地踏査(ゴミ、し尿、不法投棄、土地利用等)
 - イ 保護・保全手法に関する先進事例の調査 等
- 業務委託先：『(財)山梨総合研究所』

(4) ゴミ・オフロード処理対策

富士山五合目～山頂のゴミ投棄への対応

- ア 富士山クリーン作戦の実施『(財)富士山をきれいにする会、昭和37～』

9月17日実施、370名参加、収集量400kg

- イ 山岳ボランティア富士山クリーン作戦の実施(富士山憲章山梨県推進会議)

登山道を外れた区域に放置されたゴミの清掃、撤去を、山岳団体等ボランティアで実施。

平成15年度の実施状況：8月31日実施、92名参加、収集量1,500kg

売店や山小屋による事業系一般廃棄物。

富士山吉田口環境保全推進協議会(山小屋経営者の自主的団体)

ゴミの埋設や野焼きを改め、持ち降ろし等の適正処理に向けて取り組む。

H15年度実績(H15.7～8月の2ヶ月間)

可燃ゴミ 6,097kg、不燃ゴミ 220kg 等 計18,047kg

山麓の缶、家電製品、古タイヤなどの不法投棄

- ア 富士山特定地域環境保全地域事業の実施(環境整備課所管)

24時間体制で監視パトロールを実施

対象 廃棄物の不法投棄・オフロード車・不法伐採

- イ 富士山オフロード車対策植栽事業(県有林課所管)

オフロード車による森林被害地に3,000本の若木を植栽

(5) 環境問題意識の啓発

富士山憲章制定5周年記念事業(H10.11.18制定)

山梨・静岡両県が共同で「国民的な運動」に盛り上げるため、普及啓発キャンペーン等を展開。

ア 大都市キャンペーン、大都市（東京駅、新宿駅、大阪駅）での観光展等で、啓発チラシ等を配付。

- ・ 富士山五合目重点キャンペーンの実施

イ 「富士山オピニオン」全国募集

「富士山環境保全への提言」、「『富士さん』への一言メッセージ」等を全国から募集。

応募総数3,260点（募集期間：7月1日～9月8日）

ウ 富士山憲章制定5周年記念イベント(富士山憲章5周年リレーシンポジウム)

富士山の環境について考えるシンポジウムを、山梨・静岡両県リレー形式で実施し、本県は11月12日、環境科学研究所において開催。

基調講演：

- ・ 富士山に求められるもの～保全の視点～

菊池 俊朗氏 [山岳ジャーナリスト]

- ・ 富士北麓地域の生態系の特徴と保全のための課題

篠田 授樹氏 [地域自然財産研究所]

パネルディスカッションテーマ：

「富士山の環境保全、登山観光、エコツーリズム、文化的価値

そして世界遺産へ」

富士山環境保全ガイドブックの作成

富士山の自然、歴史文化等についてまとめたガイドブックを作成（5,000部）し、県内教育機関、環境保全団体、関係行政機関に配布。

(6) 富士スバルラインのマイカー規制について

静岡県と同日程で8月の第2土曜日から10日間を規制している。

15年 8/9(土)～8/18(月) 10日間

(7) 富士山憲章推進会議

「富士山憲章推進会議」=山梨・静岡両県、国、地元市町村

- ・ H15.6 5周年事業の内容協議 等

「富士山憲章山梨県推進会議」=県、8市町村、2恩賜県有財産保護組合の代表等

- ・ H15.5 5周年事業の内容協議、世界遺産登録に向けた取組報告

- ・ H16.2 予算・決算、憲章制定5周年事業総括

(8) 富士山ボランティアセンター（平成12年7月1日設置）

- ・ 環境保全に関する情報の受発信
- ・ 「富士山1億人委員会」の運営 等

【富士山1億人委員会】加入状況（16年3月末現在）11,861人

- ・ 富士山五合目自然解説業務受講者 5,879人
- ・ 富士さんへの謹賀新年を全国から募集 応募総数 236点

(9) その他の事業

富士山美化清掃活動への助成

- ・(財)富士山をきれいにする会への補助金
- ・富士山及び周辺美化推進協議会への補助金

富士山下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金

「富士山山小屋トイレ等諸課題に関する打ち合わせ会」の開催

山小屋経営者と関係行政機関等が参加した、山小屋トイレ、ごみの処理に関する打合せ

- ・ 4回開催
- ・ 主な議題 山小屋トイレの整備計画及び補助金要望活動 等

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。

富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 **富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。**
- 1 **富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。**
- 1 **富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。**
- 1 **富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。**
- 1 **富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に未長く継承しよう。**

平成10年11月18日

山 梨 県 ・ 静 岡 県

5 山岳環境保全対策【観光資源課】

近年、自然志向の高まり等を背景に、自然公園をはじめとする県内の山々にも多くの人々が訪れている。

しかしながら、一方では、そうした登山客等の増加に伴い、特に登山シーズンのピーク時においてごみ・し尿の不適正な処理、高山植物の踏み荒らし等、山岳環境の汚染や破壊が問題となっている。

本県においても、平成9年の北岳大樺沢の沢水大腸菌汚染に端を発した山岳地域におけるトイレ・し尿処理問題へ対応する必要があることから、山小屋トイレの改善の促進など山岳環境の保護と登山者の利便を図るための取り組みを推進している。平成15年度は、次の事業を実施した。

北岳二俣仮設トイレ

平成11年から毎年仮設により設置しており、平成15年においても夏山シーズン中設置した。

処理方式	バイオ方式（杉チップ使用）
設置台数	2基
供用期間	平成15年7月19日～10月12日
利用者数	2,487人（1日平均29人）

第3節 森林の保全・育成

森林は、国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等様々な機能（多面的機能）を持ち、国民生活に極めて大きな貢献をしている。

国では、平成13年6月に、ほぼ40年ぶりに林業基本法を抜本的に改正し、林業総生産の増大という理念を見直し、森林の多面的機能の持続的発揮と、それを支える林業の健全な発展や木材利用の促進を図ろうとする新たな目標を掲げた「森林・林業基本法」を施行した。

具体的には、森林を

水土保持林 森林と人との共生林 資源の循環林

の3つに区分し、発揮すべき森林に応じた森林整備を進めることとなった。

農林水産省では、平成13年11月1日に、日本学術会議から、「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」の答申を受けた。それによると、国内森林の多目的機能の貨幣価値を算定したところ、67兆7,831億円/年（国民1人あたり約53万円）であった。

また山梨県でも、答申に用いられた評価手法により県内の森林の多面的機能の価値を金額に換算すると、9,224億円/年（県民1人あたり約104万円）である。

山梨県の機能別評価額～（ ）内は全国の評価額

二酸化炭素吸収	216億3千万円（1兆2,391億円）
表面侵食防止	4,359億6千万円（28兆2,565億円）
表層崩壊防止	1,095億2千万円（8兆4,421億円）
洪水緩和	692億9千万円（6兆4,686億円）
水資源貯留	1,152億9千万円（8兆7,407億円）
水質浄化	1,707億4千万円（14兆6,361億円）

1 グリーンミュージアム構想の推進【みどり自然課】

みどりは人間を含むすべての生物にとって必要不可欠なものであるばかりでなく、人々にゆとりや安らぎを与え、快適な生活環境を提供してくれるものである。またみどりは大気・土壌など自然条件の関連のなかで、生態系の維持・存続に重要な役割を担っており、人と自然との共生を実現していくための核となっている。このように、森林をはじめとするみどりは、県民だけでなく、人類共有の財産であり、その機能の向上を図りながら次の世代に手渡していかなければならないかけがえのないものである。

今日、熱帯林の減少、野生生物種の減少、地球温暖化など人間活動に起因する地球規模での環境問題が顕在化している。そして、これら地球環境問題の多くはみどりと深い関係にあることから、人々はその重要性やそのあり方について大きな関心を寄せている。

本県の森林をはじめとするみどり資源は、昭和25年から本格的に推進してきた緑化運動など、県民のたゆまぬ努力によりその量を増してきたところである。このみどりのなかで人々の生活が生まれ、各地に独自の文化が育まれてきたのである。21世紀において、このみどり資源をさらに充実させ、県民がそのなかでいきいきと暮らしていくためには、本県の多様なみどり資源の機能を高め、地域に特

微あるみどりの顔を創出していくことが必要である。また県民がみどりの重要性を学び、みどりと
の交流のなかで、人と人、人と自然の新たな関係を築いていけるような地域づくりも必要である。

こうしたことを踏まえ、21世紀における緑豊かな県民生活の場を構築する「みどりの郷土づくり」
の視点から県の緑化施策の方向性を明らかにするため、「自然との共生」を基本理念とし「県土をみ
どりの博物館に」を目標とする山梨県緑化計画 - グリーンミュージアム構想の展開 - を平成6年3月
策定した。(計画期間：平成6年度から平成15年度までの10年間)

グリーンミュージアム構想は、自然との共生の理念に基づき、県内各地において自然条件などの地
域特性や土地利用状況に応じた質の高いみどりづくりを推進するとともに、みどりと県民生活のかか
わりあいのなかで育まれてきた歴史・文化的視点も踏まえた、個性あるみどりの顔を創出し、グリー
ンミュージアム(みどりの博物館)と呼ぶにふさわしい県土の構築を目指すものである。このため、
博物館の持つ展示・研究・情報発信などの機能をみどりのフィールドに置き換えた県民参加のみどりの
のステージを構築し、総合的な緑化施策を展開していくものである。

4つの重点プロジェクトに基づき、森林地域、農村地域、都市地域において様々な事業を実施して
いるが、平成15年度に実施した主な事業は次のとおりである。

みどりの憩いの場創造モデル事業

市町村施設に緑の憩いの空間を創出するため、シンボルツリーを中心とした緑地の造成、花壇・
縁石・ベンチ等の付帯施設設置、ビオトープの周辺緑化などへの補助事業を実施した。

(平成15年度実施箇所：交流センター(鵜沢町)、小学校(竜王町)、温泉施設(六郷町))

みどりの創出事業

みどりの街並み計画の区域(都市計画区域の市街化区域及び用途地域)内の県有施設を対象に、
グリーンバンク事業で養成された大型緑化樹等の植栽による緑化を行った。

(平成15年度実施箇所：農林高校・産業技術短期大学)

みどりのクリニック事業

樹木医をグリーンアドバイザーとして緑化センターに配置し、緑化相談・指導等を行うとともに、
県民が主体となって行う緑化活動を支援するため緑サポーターの養成を行った。

(平成15年度 緑化相談件数：1,389件 緑サポーター養成数：32人)

学校林活用推進事業

児童・生徒の森林環境教育の場として学校林を活用するため、初期段階に必要な歩道設置、看板
設置等の環境整備に対し助成した。

(平成15年度実施箇所：甲府市、春日居町)

どんぐりクラブ育成事業

小学生以下の児童が、森林と親しむきっかけとして、山で集めたどんぐりと緑化木の苗木を交換
した。また、集めたどんぐりを養成し、環境教育等への活用を図るため、希望した小中学校に配付
した。(平成15年度会員数：834人)

グリーンミュージアム構想の計画期間が平成15年度で終了することから、これに代わる新たな緑化
計画として、「山梨県緑化計画～緑のある風景の保全と創造～」を平成16年3月策定した。

今後はこの計画に基づき、各種の緑化施策を積極的に展開していく予定である。

2 F S C 森林管理認証の維持・活用【県有林課】

(1) 環境に配慮した一定基準を満たす森林経営を認証する国際的なNGO組織(F S C : 森林管理協議会)の審査により、県有林が取得した「森林管理認証」(平成15年4月10日認証取得)を維持活用し、持続可能な森林経営をさらに推進するとともに、県有林材の付加価値向上を図る。

認証面積 143,000ha (貸し地等の除地小班を除くすべての県有林)

認証期間 平成15年4月10日～平成20年4月9日(5年間。但し期間中毎年「年次監査」を受審)

(2) 毎年、F S Cの年次監査を受審するとともに、世界標準の視点を踏まえた、よりレベルの高い持続可能な森林経営に向けて改善が必要な事項(多様な生物資源のモニタリングシステムの作成など)へ対応していく。

3 「森林文化の森」の整備【県有林課】

森林は昔から人間の生活や営みに深く関わってきた。特に近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、「人と森林、人と人とのふれあい」の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められている。

そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12箇所「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定した。

(1) ねらい

「森林文化の森」のねらいは、次の5項目である。

活力ある山村づくりと中山間地域の振興

山梨の原風景の再生

体験を通じた森林観の形成

人間性の回復と親子の絆の強化

自然教育の推進

(2) 整備の基本方針

次の5項目を基本方針として整備・利用促進を図っていくこととしている。

森林そのものを活用した場所づくり

地域の特性を生かした景観づくり

文化的要素の導入

積極的な利用促進策の展開

市町村等との連携

(3) 整備箇所

釜無水源の森	峡北地域(北杜市白州町)
八ヶ岳の森	峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉村、小淵沢町)
瑞牆の森	峡北地域(北杜市須玉町)
乙女高原の森	東山梨地域(牧丘町)
兜山の森	東山梨地域(笛吹市春日居町)
大菩薩の森	東山梨地域(塩山市)
小金沢シオジの森	東部地域(大月市)
稲山の森	東八代地域(笛吹市八代町)
河口の森	富士北麓地域(富士河口湖町)
十谷の森	峡南地域(鯉沢町)
本栖の森	富士北麓地域(上九一色村、身延町・旧下部町)
思親山の森	峡南地域(南部町)

なお、既存の森林公園等〔県民の森(南アルプス市)、武田の杜(甲府市)、金川の森(笛吹市一宮・御坂・石和町)〕についても「森林文化の森」の一部としてとらえ、先導的役割を担うこととしている。

(4) 整備の開始

「森林文化の森」整備計画に基づき、平成11年度から10ヶ年を目途に、県下各地域固有の歴史・文化、現在ある森林の特性を最大限生かしながら、人と森林が共生できる場所として、現地地形を活かし木質系資材を使った歩道整備等、自然景観や生態系にも配慮した森林整備を行ってきている。

なお、平成15年度末現在、主要な施設整備については、12箇所の全ての森林文化の森で終えている。

(5) 利用促進策の展開

利用促進策として、概ね整備が完了した「森林文化の森」から、「森林体験プログラム」を実施している。

平成16年度は「大菩薩の森」と「小金沢シオジの森」で、県、関係市町村、地域住民などからなる連絡会議を組織する計画である。これにより、県内12箇所のすべての森林文化の森でプログラムが実施されることになる。

また、森林文化の森の活動や森林体験プログラムへの参加者の募集については、パンフレットやチラシの配布、市町村広報誌への掲載、県のホームページなどを通じて広くPRしている。

4 保安林の管理【治山林道課】

保安林は明治30年に制度化され、水源のかん養、生活環境の保全・形成等の公共目的を達するため、これらの機能を発揮させる必要のある特定の森林の区域を保安林として指定し、その森林の保全と適切な施業の確保を図ることによって、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることを目的として

いる。特に本県は、四方を山に囲まれた急峻な地形と風化の進んだ花崗岩等脆弱な岩質が多く、従来から暴風雨等による山腹崩壊や洪水等幾多の大災害を被ってきた。

このため、これら荒廃した林地を治めることが林政最大の課題であるとして、重要な森林を保安林に指定し、保安施設事業等により森林の有する公益的機能の維持、強化に努めてきた。

保安林は指定目的別に、17種類が定められているが、本県では9種類約19万9千ヘクタール（表2-2-10）が指定され、森林面積に占める保安林率は57%と、富山県に次いで全国第2位の高い指定率となっている。

表2-2-10 保安林指定状況

保安林種類	指定面積	比率 %
水源かん養保安林	163,263ha	82.00
土砂流出防備保安林	34,267ha	17.20
土砂崩壊防備保安林	11ha	0.01
防風保安林	159ha	0.08
水害防備保安林	115ha	0.06
干害防備保安林	9ha(174ha)	0.00
防火保安林	26ha	0.01
保健保安林	1,005ha (11,840ha)	0.51
風致保安林	237ha	0.12
計	199,092ha (12,014ha)	100

（ ）面積は兼種保安林で外数

（平成16年3月31日現在）

保安林の機能と主な指定区域は表2-2-11のとおりであるが、保安林の整備は昭和29年に保安林整備臨時措置法が制定されて以来、本法に基づき策定された保安林整備計画に従って、計画的な整備を進めている。

表2-2-11 保安林の機能

保安林の種類	主な機能	主な指定区域
水源かん養	渇水の緩和 洪水の緩和 水質の保全	流域の上部 県有林の70%は水源かん養保安林
土砂流出防備 土砂崩壊防備	山崩れや土石の流出を防ぐ	八ヶ岳、富士山、釜無川上流に多く、人家周辺の治山事業施工地も指定されている
防風	農地等を風害から守る	八ヶ岳、富士山の山麓等
水害防備	洪水から人家等を守る	河川の周辺、信玄堤、万力林等
干害防備	水源かん養に準ずる	簡易水道の水源周辺等
防火	山火事から林地を守る	防火線の周囲等
保健	保健休養とレクリエーション等の場として安らぎとうるおいを与える	都市部近郊 登山道周辺等 櫛形山県民の森等
風致	景観の保存等	昇仙峡等風景のすぐれた所

(1) 保安林における伐採等の制限

保安林に指定されると、立木の伐採と立竹の伐採、立木の損傷、土石若しくは樹根の採掘、その他土地の形質の変更等を行う場合は都道府県知事の許可が必要となる。

許可の基準として、指定施業要件に定められた伐採方法に適合し、かつ伐採の限度内の面積又は材積であるときは許可しなければならないとされている。

(2) 保安林における植栽の業務

保安林の立木を伐採した場合には、指定施業要件として定められている植栽の方法、期間、樹種に関する定めに従って植栽しなければならないとされ、適正な森林管理が義務づけられている。

(3) 保安林機能の強化

安全でうるおいのある県土基盤の形成、水源地域の森林整備の推進及び緑豊かな生活環境の保全、創出を図ることを基本方針に「第9次治山事業7箇年計画」を策定し、山地治山、防災林造成、水源地域整備、環境保全保安林整備、保安林管理道整備等を治山事業として実施し、適正な保全、管理に努めている。

特に気象災害等、不可抗力的な自然災害等により、森林の状況が悪化し、機能が低下した保安林に対して、保安林改良事業や保育事業等を施工し(表2-2-12)、早期の回復を図っている。

表2-2-12 保安林整備事業の実績

種 別 年 度	保 安 林 整 備 事 業							
	保安林改良事業			保安林保育事業			特定保安林整備 緊急治山事業	
	箇所	面積	事業費	箇所	面積	事業費	箇所	事業費
単位	箇所	ha	千円	箇所	ha	千円	箇所	千円
8	75	333	376,250	268	3,284	728,312	2	21,500
9	59	306	361,318	242	3,314	764,002	2	38,700
10	82	366	403,805	238	3,047	718,834	-	-
11	59	268	289,265	225	2,164	700,000	2	19,001
12	60	323	281,684	242	2,417	721,642	2	19,652
13	82	398	357,134	219	2,218	669,866	-	-
14	74	393	376,996	213	1,944	610,378	-	-
15	82	406	345,287	377	2,002	559,039	8	38,002

保育面積は2回刈の面積等重複面積を含む。

特定保安林整備緊急治山事業については平成12年度に終了し、平成15年度からは複層林型保安林整備事業を行っている。